

令和6年度 仙台市医師会看護専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は保健師助産師看護師法（法律第203号）、学校教育法（法律第26号）および専修学校設置基準（文部科学省令40号）に基づき、看護師となるために必要な知識・技術・態度を修得させ、社会に貢献できる有能な看護師を育成することを目的とする。

(名称及び所在地)

第2条 本校は仙台市医師会看護専門学校と称し、仙台市泉区八乙女3丁目1番1号に置く。

(自己点検・自己評価)

第3条 教職員は、看護師等養成所としての教育水準の維持・向上と創意工夫のある教育を追求し、第1条の目的を達成するため、自ら点検・評価を行うとともに、その結果を公表するものとする。

第2章 課程、修業年限、定員並びに休業日等

(課程、修業年限、定員等)

第4条 本校の課程、学科、修業年限および入学定員は次のとおりとする。

課 程	学 科	昼夜 の別	修業 年限	入学定員		総定員
				人数	学級数	
医療専門課程 (看護師3年課程)	看護 学科	昼間	3年	80	2	240

2 在学年限は、修業年限の2倍とする。

(学年及び学期)

第5条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を次のように前期・後期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。但し、学校長が必要と認めたときは、休業日においても授業または臨地実習を課することができる。

(1) 日曜日および土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定められた休日

(3) 学校創立記念日

(4) 夏季休業 4週間

(5) 冬季休業 2週間

(6) 学年末休業 2週間

(7) 前各号の他、学校長の定める日

第3章 教育課程、単位数及び成績評価等

(教育課程、単位数及び授業時間数)

第7条 教育課程、単位数及び授業時間数は、別表1のとおりとする。

2. 学科目の履修年は別に定める。

(授業科目の単位数)

第8条 授業科目の単位数は授業の方法に応じ次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習は、15～30時間をもって1単位とする。

(2) 実験及び実技は、30～45時間をもって1単位とする。

(3) 臨地実習は、30～45時間をもって1単位とする。

(4) 各授業科目の授業の方法および時間数については授業要綱に定める。

(成績評価)

第9条 授業科目の評価は、当該授業終了後の単位認定試験等による。

2. 単位認定試験の受験資格は、当該授業科目の所定の授業時間数の3分の2以上履修していなければならない。

3. 臨地実習の成績評価は各科目の実習評価表による。

4. 成績の評定はA,B,C,Dの4段階で表示し、C以上を合格とする。

5. 成績の評定は別に定める。

(単位認定)

第10条 学校長は別表1に掲げる授業、実習等を受講し、単位認定試験及び実習評価に合格した者について当該学年の単位修得の認定をする。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第11条 本校入学前に、他の学校等において既に履修した科目については本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 他校履修の単位認定は別に定める。

第4章 入学、休学、退学、除籍、卒業等

(入学資格)

第12条 本校に入学できる者は、学校教育法（昭和22年法律26号）第90条の規定に該当する者とする。

(入学試験及び合格者の決定)

第13条 学校長は、入学志願者に対して筆記試験と面接試験を行い、書類審査と併せて審議し、合格者を決定する。

(入学手続き)

第14条 前条により合格した者は、次に掲げる書類に入学金を添え、指定の期日までに学校長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式1号）

(2) その他学校長が必要と認めるもの

(保証人)

- 第 15 条 前条に規定する誓約書の保証人は、独立の生計を営み学生に関する一切の責任を負うことができる成年でなければならない。
- 2 保証人を変更した時又は保証人の住所等に異動があった時は、速やかに学校長に届け出なければならない。

(入学資格と籍登録)

- 第 16 条 学校長は第 14 条第 1 項に規定する手続きを完了した者について入学する資格を与える。
- 2 入学手続きを完了し、学校長が許可した者は、本校学生として学籍簿に登録する。

(入学許可の取消)

- 第 17 条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する者については、入学を取り消すことができる。
- (1) 不正の手段により入学の許可を受けた者
- (2) その他、不相当と認めた者

(転入学)

- 第 18 条 学校長は転入学を希望する者がある場合は、教育進度が同程度であり、かつ相当年次に受入可能な条件がある場合に限り、選考の上入学を許可することができる。

(転学)

- 第 19 条 他の看護学校に転学を希望する者は保証人連署の転学願を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

(休学及び復学)

- 第 20 条 傷病その他の事由により修学不能の場合はその事由を記載し、保証人連署の休学願を提出し学校長の許可を受け休学することができる。なお、休学が傷病による場合は医師の診断書を添えなければならない。
- 2 学校長は必要があると認める時は休学を命ずることができる。
- 3 休学理由が消滅した時は学校長の許可を受けて復学することができる。なお、復学理由が傷病回復による場合は医師の診断書を添えなければならない。

(出席停止)

- 第 21 条 学校長は学校保健安全法第 19 条に相当するときは、出席停止を命ずることができる。

(退学)

- 第 22 条 退学しようとする者は保証人連署の退学届を提出しなければならない。
- 2 学校長は退学届けを受理したのち、受理書を通知する。

(除籍)

- 第 23 条 学校長は次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。
- (1) 死亡した者または失踪を宣言された者
- (2) 規定する休学期間中に復学できない者
- (3) 在学期間を超えた者
- (4) 行方不明および在学継続の意思表示なく欠席し、2 か月以上経過している者
- (5) 授業料、その他の納入金を滞納し、督促に従わない者

(課程修了の認定)

- 第 24 条 学校長は、所定の期間在学し所定の単位を修得した者に卒業を認定する。
- 2 欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超える者は、原則として卒業を認めない。
 - 3 学校長は前項において卒業を認定された者に卒業証書（様式 2 号）を授与する。

（称号の授与）

- 第 25 条 学校長は、第 24 条第 1 項により本校を卒業した者に対し、専門士（医療専門課程）の称号（様式 2 号）を授与する。

第 5 章 賞罰

（褒賞）

- 第 26 条 学校長は他の学生の模範と認められる者を褒賞することができる。

（懲戒）

- 第 27 条 学校長は本校の規則に違反し学生の本分に反する行為があると認めた者に対し、教育審議委員会の審議を経て、懲戒を行うことができる。
- 2 学校長は次の各号の一に該当する場合は、戒告、停学、退学のいずれかの処分をすることができる。
 - （1）正当な理由なく、出席常でない者
 - （2）学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 - （3）前各号に掲げる者を除くほか、学校長が学習継続することを不相当と認めた者
 - （4）その他 懲戒規程による行為

第 6 章 教職員組織

（教職員）

- 第 28 条 本校に次の職員を置く。

	看護師 3 年課程
学校長	1 名
副学校長	2 名
主事	1 名
教務部長	1 名
実習調整者	1 名
専任教員	12 名以上
実習指導教員	1 名以上
講師	30 名以上
校医	1 名
事務課長	1 名
事務職員	1 名以上

第 7 章 運営管理

（運営管理）

- 第 29 条 学校長は、運営管理規程を設け、円滑かつ効率的な学校運営を図るための委員会を設置する。

第 8 章 健康管理

(健康管理)

第 30 条 学生の健康を保持するために毎年 1 回以上健康診断等を行う。

2 詳細は、健康管理規程に基づく。

第 9 章 入学金及び授業料等

(納付金)

第 31 条 学生が納付する入学金、授業料等の額ならびに徴収に関する事項は別表 2 のとおりとする。

第 10 章 雑則

(学則変更)

第 32 条 本学則の変更は本校運営委員会の決議および仙台市医師会理事会の承認を得なければならない。

(施行細則)

第 33 条 本学則の施行についての細則は学校長が別に定める。

附則

改正	平成 25 年	4 月	1 日	一部改正
	平成 27 年	4 月	1 日	一部改正
	平成 30 年	9 月 12 日		一部改正
	令和 3 年	4 月	1 日	一部改正
				主事の追記等
	令和 4 年	4 月	1 日	一部改正
				准看護学科の削除等
	令和 5 年	4 月	1 日	一部改正
				医療専門課程（看護師 3 年課程）の追加等
	令和 6 年	4 月	1 日	一部改正
				医療専門課程（看護師 2 年課程）の削除等

1. この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2. 令和 6 年 3 月 31 日において、在学している学生は従前の学則を適応する。

別表1（単位及び授業時間数） 105単位

別表2（納付金）

種 別	看護学科	納入期日
入学金	250,000 円	入学手続き同時
施設維持費	150,000 円	前年度3月末日
授業料	月額 60,000 円	前期（4～9月）を 3月末日 後期（10～3月分）を 9月末日
備考 1. 中途休退学者の授業料はその学生が入退学した日の属する月分まで納入する。 2. 中途退学者の施設維持費はその学生が4月に在籍した年度は納入する。 3. 一旦納入した入学金は理由の如何にかかわらず返還はしない。 4. 新入生の前期授業料は、入学式前日までに指定口座に振り込む。 5. 後期授業料は、毎年9月末日までに指定口座に振り込む。		

様式

様式1 誓約書

様式2 卒業証書・専門士の称号